

令和7年2月

検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび令和7年1月31日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0131第3号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日保医発0305第4号）が改正され、令和7年2月1日より適用されることとなりました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

（記）

■ 算定方法の一部改正項目

点数区分	検査項目名	実施料	判断料	備考
N005-4 ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製				
	ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法) 病理組織標本作製	2700	病理 130	※

下線部が追加されました。

※ (1) ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、以下のいずれかを目的として、免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。

- ア 固形癌における抗PD-1抗体抗悪性腫瘍剤の適応判定の補助
- イ 大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助
- ウ 大腸癌における抗悪性腫瘍剤による治療法の選択の補助
- エ 子宮体癌におけるPARP阻害剤の適応判定の補助

(2)～(4) (略)

以上

No. 25-05